

保医発 0702 第 1 号  
令和元年 7 月 2 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号。以下「薬価基準」という。）、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「掲示事項等告示」という。）等が令和元年厚生労働省告示第 57 号（以下「一部改正告示」という。）をもって改正され、令和元年 7 月 3 日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、薬価基準等の改正に伴い、「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号。以下「加算等後発医薬品通知」という。）を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 1 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,935	4,027	2,459	28	17,449

## 2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 新医薬品（医薬品医療機器等法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日分を限度とする。）が適用されるが、掲示事項等告示の改正によって、新たにシムツォザ配合錠が当該制限の例外とされた。

(2) 今後早期の供給開始が困難等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬1品目）について、掲示事項等告示の別表第4に記載することにより、令和元年10月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下、「使用医薬品」という。）から除外するものであること。

(3) (2)により掲示事項等告示の別表第4に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	47	16	15	0	78

## 3 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第八号）の一部改正について

一部改正告示第3条による改正は、一部改正告示第1条による薬価基準別表の改正に伴う、法令技術的な規定の整備を行うものであり、薬価、適用期日等を改正するものではないこと。

変更後の薬価は従前告示されたとおり、令和元年8月1日から適用されるものであること。（「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年5月21日付け保医発0521第4号）の記の1の(4)を参照。）

4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

シムツーザ配合錠

本製剤の特殊性に鑑み、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

5 関係通知の一部改正について

加算等後発医薬品通知を以下のとおり改正する。

別紙3中、次の表に掲げる医薬品を削り、令和元年7月3日から適用する。

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	6179401F1026	ポリコナゾール	200mg 1瓶	ブイフェンド200mg 静注用	ファイザー	11,375

(参考1)

### 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬	シムツーズ配合錠	1錠	4,751.00

(参考2)

## 揭示事項等告示

別表第4 (令和元年9月30日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	
1	注射薬	局 ポリコナゾール点滴静注用200mg「YD」	ポリコナゾール	200mg 1 瓶